

武豊町公共施設等基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、武豊町プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要領第5条に基づき、武豊町公共施設等基本計画策定業務(以下「本業務」という。)を委託する者(以下「受託者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選出するにあたり、必要な事項について定める。

2. 事業の背景と目的

本町では、令和5・6年度に「武豊町公共交流拠点基本構想」を策定し、当該拠点への役場庁舎および保健センターの整備とともに、民間活力を導入した多様な世代が交流できる場を創出する方針を掲げました。一方で、昨今の社会情勢に伴う建設コストの高騰や、持続可能な財政運営の観点から、役場庁舎および保健センターの整備にあたっては、現況の施設規模(約8,700㎡)からの大幅な面積縮減と最適化が不可欠となっています。

本業務では、単なる面積の縮減に留まらず、徹底したペーパーレス化や窓口業務改革(書かない窓口等)、多様な働き方(リモートワークやフリーアドレス等)の導入など、DXと一体となった、「ソフト・ハード両面での最適化」を図ります。これにより、行政サービスの質的向上と職員の働きやすさの向上を同時に実現する、適正規模かつ高機能な拠点づくりを目指します。

以上を踏まえ、計画者や設計者、民間事業者との協業を通じて将来を見据えた更なる規模の最適化を図るとともに、併せて導入が予定されている民間提案施設等との相乗効果を最大限に引き出せるような、単なる新庁舎の整備ではない本事業の特性を活かした「公共施設等基本計画」を策定することを目的とします。

3. 武豊町公共交流拠点におけるビジョン

本拠点の整備にあたっては、持続可能な施設規模への最適化やコスト管理といった目標を掲げながら、町や拠点のありたい姿について、「どのようなライフスタイルを目指すのか」をテーマに職員ワークショップを重ね、ビジョンを描きました。

単なる庁舎や保健センターといった「箱モノの建設」ではなく、町民の健康を支え、やりがいを発揮できる場としての姿をイメージしています。目的がなくてもふらっと立ち寄れば誰かとつながり、季節を感じられる。用途を決めつけない「余白(キャンパス)」があり、誰もが主役となって自己実現ができる空間。そして、日常のちょっとした困りごとの助け合いから、顔の見える関係性や地域内での経済・活動の循環が生まれる場所です。

本事業では、こうした町民のライフスタイルを豊かにする場であると同時に、ハード(施設)とソフト(多様な働き方)を融合させた、職員にとっても「夢のある職場」を実現します。これらを公民連携の力で結びつけ、将来にわたって地域で稼ぐ、魅力的な交流拠点を目指します。

4. 事業計画の概要

(1) 建設予定地

公共機能集積エリア（字南中根地内 他）

(2) 敷地面積

公共交流拠点：約 10.2ha

対象の公共機能集積エリアは約 5.8ha（半田消防署武豊支署を含む）

(3) 敷地要件等

都市計画：市街化調整区域

※市街化区域へ編入予定（令和 10 年 3 月告示）。

建蔽率／容積率：60% / 200%

災害危険区域：土砂災害警戒区域・洪水浸水区域等の指定なし

接続道路：（都）武豊港線

上下水道：公共下水道区域外（区域外流入は可）

(4) 整備方針

「武豊町公共交流拠点基本構想」による

(5) 想定延床面積

① 役場庁舎：約 5,000 m² ※現況面積よりも縮小、今後更なる最適化も検討

② 保健センター：約 1,000 m² ※現況面積よりも縮小、今後更なる最適化も検討

③ 交流施設：約 2,000 m² ※要件整理により機能・規模は変動する可能性あり

5. 本業務の概要

(1) 業務名

武豊町公共施設等基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的・内容

別紙「武豊町公共施設等基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。また、本事業において、発注者の技術的支援（品質管理、コスト管理、スケジュール管理等）を行うコンストラクション・マネジメント業者（以下「CMR」という。）が事業に参画している。受託者は本業務の遂行にあたり、CMR と密接に連携して業務を行うこと。また、発注者からの指示に基づき、CMR から資料提供の依頼、技術的調整、指示等が行われた場合には、これを発注者からの指示と同等のものとして誠実に対応すること。（詳細は仕様書を参照のこと）

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 11 月 30 日（火）まで

(4) 予算概要

32,824,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

※令和 8 年度、9 年度の 2 か年分の合計

※内訳

令和 8 年度 17,377,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 9 年度 15,447,000 円（消費税及び地方消費税含む）

6. プロポーザル方式等の別

本業務の遂行にあたっては、高度な技術、専門的な知識、豊富な経験を必要とするため、プロポーザル方式を採用し、本業務に最も適し、合理的、かつ効率的に本業務を遂行できる業者を選定する。また、より質の高い提案を受けるため、公募型プロポーザル方式による選定を実施する。

7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 公告の日に令和8・9年度の武豊町入札参加資格者名簿（コンサル）に登載されていること。
- (2) 公告の日から受託者決定までの期間において、武豊町指名停止等取扱要領に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 政令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札または指名競争入札の参加を停止された場合は、公告日現在において、その停止の期間を経過していること。
- (5) 公告の日から受託者決定までの期間において、「武豊町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け武豊町・愛知県半田警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申立てがなされていないこと。
- (8) 消費税、地方消費税及び法人税の滞納がないこと。
- (9) 提案者は、参加表明受付時において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。
- (10) 管理技術者及び主担当技術者は、提案者と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
- (11) 提案者の実績（会社実績）として、平成28年4月1日以降に契約した、国又は地方公共団体における庁舎整備に関する業務で、延床面積3,000㎡以上の新築の基本計画策定業務または基本設計業務（JV等の場合は代表企業に限る。二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、庁舎等の用途に供する部分の床面積が3,000㎡以上のものに限る。）を受託し、これを履行した実績を有する者であること。

8. 実施スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 公告日・資料貸与受付開始 | 令和8年4月10日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年4月24日（金）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答の公表 | 令和8年5月1日（金） |
| (4) 参加表明書・一次審査書類の提出期限 | 令和8年5月11日（月）午後5時まで |
| (5) 一次審査結果・二次審査書類要請の通知 | 令和8年5月18日（月） |

(6) 二次審査書類提出期限	令和8年6月23日(火)午後5時まで
(7) プレゼンテーションの実施	令和8年7月1日(水) ※予定
(8) 審査結果の通知	令和8年7月9日(木)以降
(9) 契約の締結・業務開始	令和8年7月27日(月)

9. 関連資料の貸与について

本プロポーザルにおける提案書等の作成にあたり、希望する事業者には関連資料(成果物データ等)やプロポーザル提案に対する期待を説明した動画を送付する。「計画資料等借用申込書(様式第6号)」および「秘密保持に関する誓約書(様式第7号)」を提出すること。貸与資料は本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。

10. 質問書の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書【様式第8号】を作成し、「武豊町公共交流拠点基本計画プロポーザルに関する質問(提案者名)」の件名で、事務局のメールアドレスに添付ファイルを送付すること。

(2) 提出期限

令和8年4月24日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

質問提案者名を伏せたうえで質問回答書としてとりまとめ、令和8年5月1日(金)に町ホームページに掲示する。なお、電話や口頭等における個別の対応は行わない。

11. 参加表明書・一次審査書類作成要領

(1) 提出書類

下記に掲載するとおりの順序で編綴し提出すること。なお、提出された書類の返却は行わない。

① 参加表明書【様式第1号】

② 会社概要及び財務状況【様式第2号】

参考資料(会社概要パンフレット等)を添付すること。

③ 会社の業務受託実績【様式第3号】

※完了したことを証明する書類(完了届等)を添付

④ 資格要件に関する書類【様式第4号】

⑤ 管理技術者及び主担当技術者の業務実績等【様式第5号】

※同種業務とは、3,000㎡以上の国又は地方公共団体における庁舎の基本計画・基本設計業務

※類似業務とは、3,000㎡以上の民間施設を含む事務所ビルの基本計画・基本設計業務

(2) 提出部数

1部

(3) 提出様式等

- 1) 提出書類①～⑤のすべての書類を、左綴じでフラットファイルに編綴すること。
- 2) 各種証明するための資料は電子データ(CD-R又はDVD-R)も提出すること。

- (4) 提出先
事前連絡のうえ事務局まで持参、又は郵送で提出すること。(提出期限までに必着)
- (5) 提出期限
令和8年5月11日(月)午後5時まで

12. 二次審査書類作成要領 ※一次審査通過者のみ

- (1) 提出書類
下記に掲載するとおりの順序で編綴し提出すること。なお、提出された書類の返却は行わない。
 - ① 企画提案書等提出届【様式第9号】
 - ② 業務実施体制【様式第10号】
 - ③ 業務工程表【④企画提案書に含める】
 - ④ 企画提案書【A3横、片面印刷、4枚以内、記載方法は任意】
 - ⑤ 見積書及び内訳書【様式第11号、内訳書は任意様式】
 - ⑥ プレゼンテーション出席者報告書【任意様式】
- (2) 提出部数
12部
- (3) 提出様式等
 - 1) すべての提出書類を、左綴じでフラットファイルに編綴すること。
 - 2) 用いる言語は日本語、通貨は日本円とすること。
 - 3) 文字の書体は任意、本文の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
 - 4) 専門用語はできるだけ使用せず、平易な言葉にするか解説をつけること。
- (4) 提出先
事前連絡のうえ事務局まで持参、又は郵送で提出すること。(提出期限までに必着)
- (5) 提出期限
令和8年6月23日(火)午後5時まで

13. 参加辞退の場合

都合により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届【様式第12号】を提出すること。

14. 企画提案内容

業務実施体制、業務工程表、企画提案書は、以下のテーマについて、提案者の創意工夫や考え方、対応手法等を具体的に記述すること。

なお、基本構想の趣旨を踏まえつつ、その内容を深化・拡張する提案や、代替的視点からの新たな提案についても評価する。

- (1) テーマ1：円滑なプロジェクト推進の手法

【例】

- ① 背景やビジョンへの理解と基本計画策定における実施方針

- ② 基本計画策定を円滑に進めるための実施体制や実施工程の工夫
- ③ 事業実現に向けた課題設定とその解決手法
- ④ 的確に発注者要件をまとめるための品質管理手法
- ⑤ 起こりうるリスクとその対応方針
等

(2) テーマ2：エリア価値向上につながる公共交流拠点や周辺エリアの捉え方

【例】

- ① 交流や暮らしの拠点となる、民間施設を含めた拠点内の土地利用計画
- ② 武豊中央公園も含む公共交流拠点全体の空間デザインの考え方
- ③ 公共交流拠点を起点とした交流や滞在を生み出す空間や活動の可能性
- ④ 名鉄知多武豊駅西グランドデザインを踏まえた周辺エリアのまちづくりの可能性
等

(3) テーマ3：魅力向上とLCC縮減を両立する公共交流拠点計画の考え方

【例】

- ① 公共・民間の相乗効果を踏まえた施設規模最適化の考え方
(交流施設や民間施設の利活用可能性)
- ② 働き方改革やDX、行政サービス等の将来変化を踏まえ、働きやすさ・使いやすさとコンパクト化を両立する面積最適化手法
- ③ 町民の利用や滞在を促す魅力的な空間形成や施設構成の考え方
- ④ 物価高騰も踏まえた建設費縮減につながる計画上の工夫や補助金活用の工夫
- ⑤ 維持管理費の縮減と運用効率の向上に資する施設計画・仕様の考え方
等

15. 審査体制及び審査方法

(1) 審査体制

審査委員会は、武豊町職員9名の委員で構成する。

(2) 審査方法

審査は、参加表明書及び企画提案書等の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより、評価基準に基づき審査を行い、最適な優先交渉権者1者を選出する。詳細な審査項目及び配点等については、別紙「評価要領」に定めるものとする。

(3) 一次審査

提出された参加表明書等をもとに書類審査を実施し、上位5者を二次審査（プレゼンテーション審査）の対象者として選定する。なお、参加表明書の提出者が5者以下の場合は、7.参加資格要件を満たすすべての参加者を二次審査の対象とする。

(4) 二次審査

- ① 一次審査を通過した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。
二次審査の審査委員会（プレゼンテーション）は次のとおり実施予定である。
令和8年7月1日（水）午前9時～午後5時の間で指定する時間

(詳細は、決定後速やかに通知する。)

- ② プレゼンテーションの出席者は、配置予定の管理技術者、主担当技術者を含め5名以内とする。
 - ③ プレゼンテーションの時間は、全体で60分以内(準備:5分、説明30分、質疑応答20分、片付け5分)とする。提案者退出後、審査委員会で協議(20分)を行い評価する。
 - ④ 会場には、ワイヤレスマイク2本、大型モニターを用意する。その他パソコン、ポインター等は提案者が用意すること。
 - ⑤ 提出した企画提案書を基に、本業務に係る提案や実施体制の内容をプレゼンテーションすること。このとき、企画提案書に記載の文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等について、スライド資料で用意することを妨げない。
 - ⑥ プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うこと。
 - ⑦ プレゼンテーションの際、必要に応じて事務局が録画・録音をする場合がある。
- (5) 結果の通知

審査結果は、令和8年7月9日(木)入札審査会の承認後、後日すべての提案者に書面又は電子メールにて審査結果を通知するほか、武豊町ホームページにより公表する。なお、公表内容は、業務名、契約締結日、契約金額、受託者の名称及び選定理由、提案者総数等とする。

16. 提案書の公開又は非公開の別

原則非公開とする。ただし、提出された企画提案書等については、武豊町情報公開条例(平成19年条例第2号)等関連規定に基づき情報公開請求の対象となる。

17. 契約候補者の選定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションを審査し、合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 契約候補者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から優先交渉権者を選定する。
- (3) 合計点数が最も高い提案者が2者以上ある場合、審査委員会で協議し、別紙評価要領3.(2)③企画提案書に対する評価が優れた提案者を優先する。
- (4) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな優先交渉権者として手続きを行うものとする。優先交渉権者が契約の相手方として決定される前に指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- (5) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、200点満点のうち6割以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選定しない。

18. 契約締結等

- (1) 契約締結予定日
令和8年7月27日(月)
- (2) 審査により選出した優先交渉権者と契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交

渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ① 優先交渉権者が本実施要領に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
 - ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
 - ④ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となったとき
- (3) 優先交渉権者選出後、契約の対象となる本業務の内容は、優先交渉権者との協議により適宜変更できるものとする。
- (4) 各年の業務委託料の変更については、武豊町業務等委託契約約款に基づき、協議して定めることとする。

19. 失格事項

- (1) 書類の提出方法、提出期限等がこの実施要領に適合しない場合。
- (2) 書類に記載すべき内容の一部または、全部が記載されていない場合。
- (3) 書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 書類が記載上の注意事項に適合しない場合。
- (5) 不正な行為が行われた場合。
- (6) その他審査委員会が失格と判断した場合。

20. その他、留意事項等

- (1) 本プロポーザルに係る経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (3) 提出された書類等は、事務局が求める場合を除き、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできないものとする。ただし、不採択となった提案者は、その理由について通知及び公表日の翌日から起算して7日以内に都市計画課まちづくり推進室に説明を求めることができる。
- (5) 様式第5号に記載した配置予定担当技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (6) この業務を受注した場合も、本事業に関する設計業務の受注資格は喪失されない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

21. 問合せ窓口及び資料提出場所

事務局 武豊町役場建設部都市計画課まちづくり推進室 担当 榊原、上米良
〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
電 話 0569-72-1111 (内線528)
F A X 0569-73-0001
Eメール machi@town.taketoyo.lg.jp